

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 4 月23日提出
【計算期間】	第16期計算期間 （自 平成21年 2 月 3 日 至 平成22年 2 月 1 日）
【ファンド名】	財形株投（一般財形30）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 国内 / 資産複合に属し、財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
		不動産投信
		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	ファミリーファンド
	年 6 回（隔月）	欧州	
	年12回 （毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他（ ）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式 一般）、 （債券 一般））（資産配分固定型））		中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式 一般）、（債券 一般））（資産配分固定型））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産（株式 一般、債券 一般）に投資を行います。資産配分固定型とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

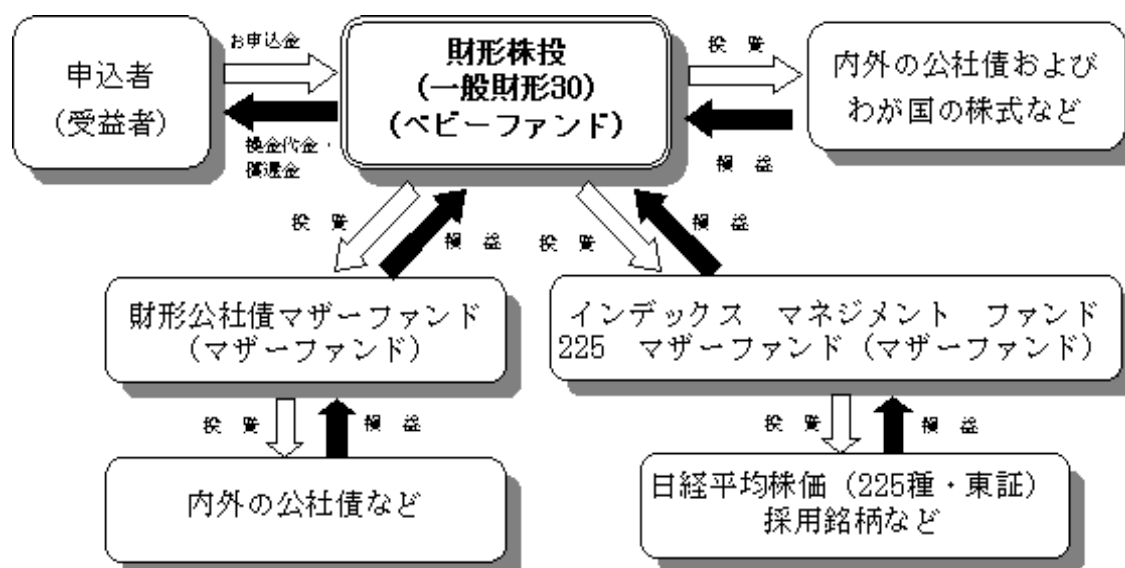
商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド

（財形公社債マザーファンド、インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに反映されます。

なお、当ファンドは内外の公社債およびわが国の株式等を直接組み入れる場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定し財形公社債マザーファンドおよびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドに投資すること、または現在財形公社債マザーファンドおよびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



b. ファンドの特色

（イ）「財形株投（一般財形30）」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者のみなさまのためのファンドです。

財形貯蓄制度をご利用の方は、自宅用住宅取得等や教育資金について有利な財形融資を受けられる特典があります。

■ 財形貯蓄制度について

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて行われる貯蓄です。この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（一般財形）、勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）、勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）の制度が設けられています。

（ロ）当ファンドは、投資信託財産の純資産総額の30%を限度として株式（インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券およびわが国の株式）に、残りを公社債等（財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債）に投資して投資信託財産の着実な成長をめざします。

原則として常時相当程度の株式実質組入比率を維持します。

- インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドは、東京証券取引所第一部に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行い、日経平均株価（225種・東証）に連動する投資成果をめざした運用を行います。

- 財形公社債マザーファンドは、内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

（ハ）ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資家のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）とし、内外公社債で運用する資金をまとめて公社債マザーファンド（「財形公社債マザーファンド」）に、また、株式で運用する資金をまとめて株式マザーファンド（「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」）に投資して、運用の効率化をはかるものです。

（ニ）お買い付けは、給与からの天引きで行い、1,000円単位でお申し込みいただけます。

お買い付け時、換金時とも手数料はかかりません。

（ホ）分配金は自動的に再投資されます。

原則として年1回、決算日に利息等収益を中心に安定的に分配を行い、税金を差し引いた後、全額無手数料で自動的に再投資されます。

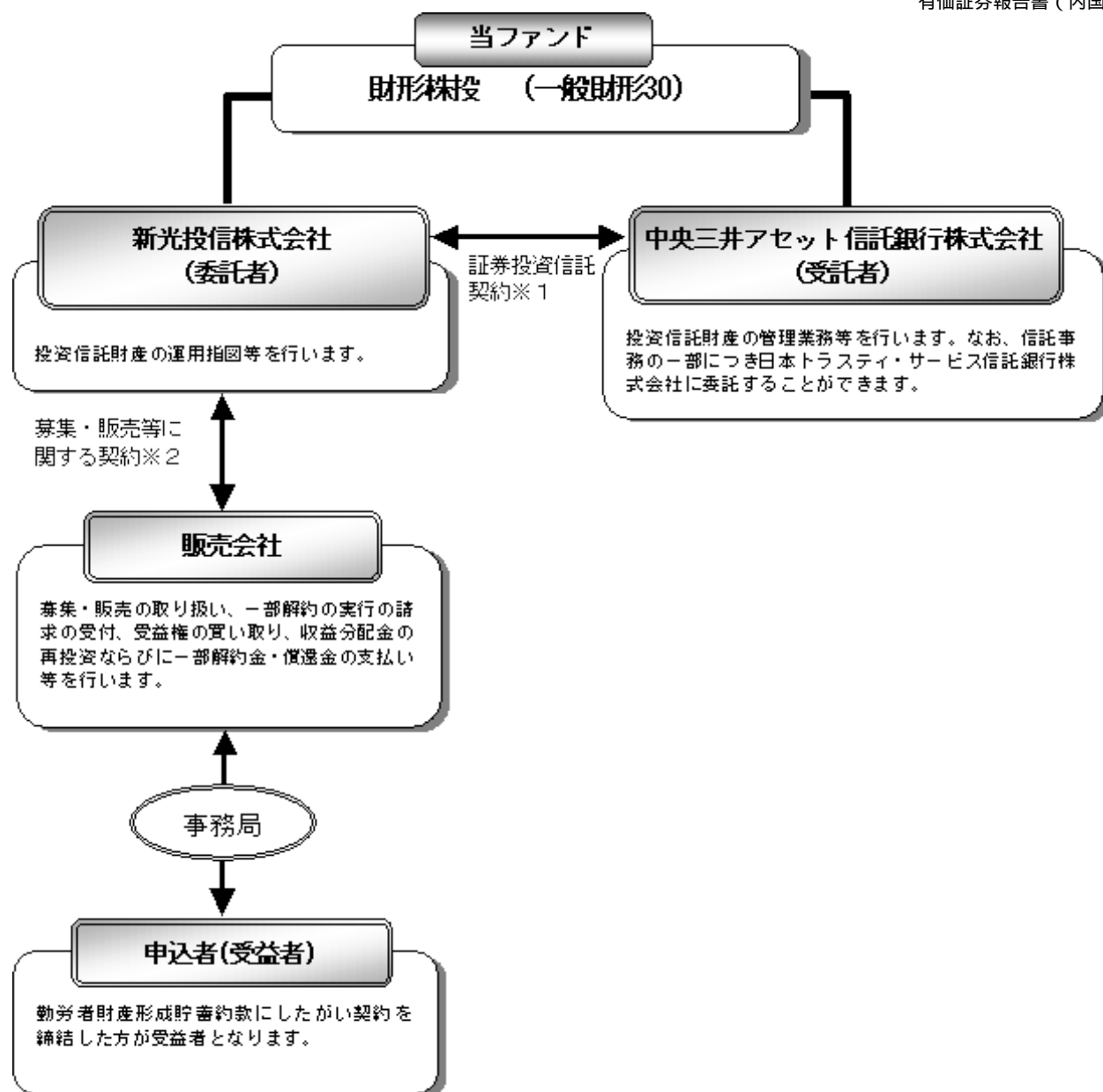
c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

（イ）資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
 平成8年8月 投資顧問業者の登録
 平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（八）大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債ならびにインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を投資信託財産の純資産総額の30%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

（ハ）主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことができます。

マザーファンドの運用方針

財形公社債マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価（225種・東証）に連動する投資成果をめざした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

(2) 投資態度

東京証券取引所第一部に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市場動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

３．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

「日経平均株価」とは、ダウ・ジョーンズ社が開発した修正算式を用いて算出した東京証券取引所第一部上場225銘柄の平均株価で、増資権利落ちなど市況とは無関係な株価変動要因を修正し、連続性を持たせたものです。当平均株価は、昭和24年5月の取引所再開以来昭和45年6月まで東京証券取引所が「東証225種ダウ式修正平均株価」として発表しておりましたが、その後は日本短波放送に引き継がれ、さらに昭和50年5月から日本経済新聞社により算出され、昭和60年5月からは名称も「日経平均株価」となりました。

このように、「日経平均株価」は昭和24年から現在にいたるまで投資家の間で広く親しまれておりますが、海外でもシンガポール取引所の先物取引において、日本の株価指標として採用されるなど国際性も備えております。また、市場動向をより反映させるために採用銘柄の見直しも定期的に行われており、こうしたことから「日経平均株価」は、わが国の株式市場における代表的株価指標のひとつであるといえます。

１．日経平均株価計算式

$$\text{日経平均株価} = \frac{\text{指数採用銘柄株価合計}}{\text{除数}}$$

なお、株価の合計額は、50円額面以外は50円額面に換算します（額面制度廃止後は、過去の額面などを基に定めた「みなし額面」を使用）。

２．除数の修正

採用銘柄中の権利落ちおよび銘柄入れ替えの場合、原則として除数を修正します。

３．銘柄の入れ替え

日本経済新聞社が定める日経平均株価の銘柄選定基準に基づいて、原則として年1回採用銘柄の見直しが行われます。

（注）

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

平成22年4月23日現在、「財形公社債マザーファンド」または「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
財形株投（一般財形50）
財形株投（年金・住宅財形30）
インデックス マネジメント ファンド 225
インデックス マネジメント ファンド 225（DC年金）
インデックス マネジメント ファンド 225（変額年金）
インデックス225・ラップ

（２）【投資対象】

ａ．運用の指図範囲

委託者は、信託金を、新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド財形公社債マザーファンドおよび財形公社債マザーファンド（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
- 8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
- 9．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 12．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買い付け代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の

範囲内とします。

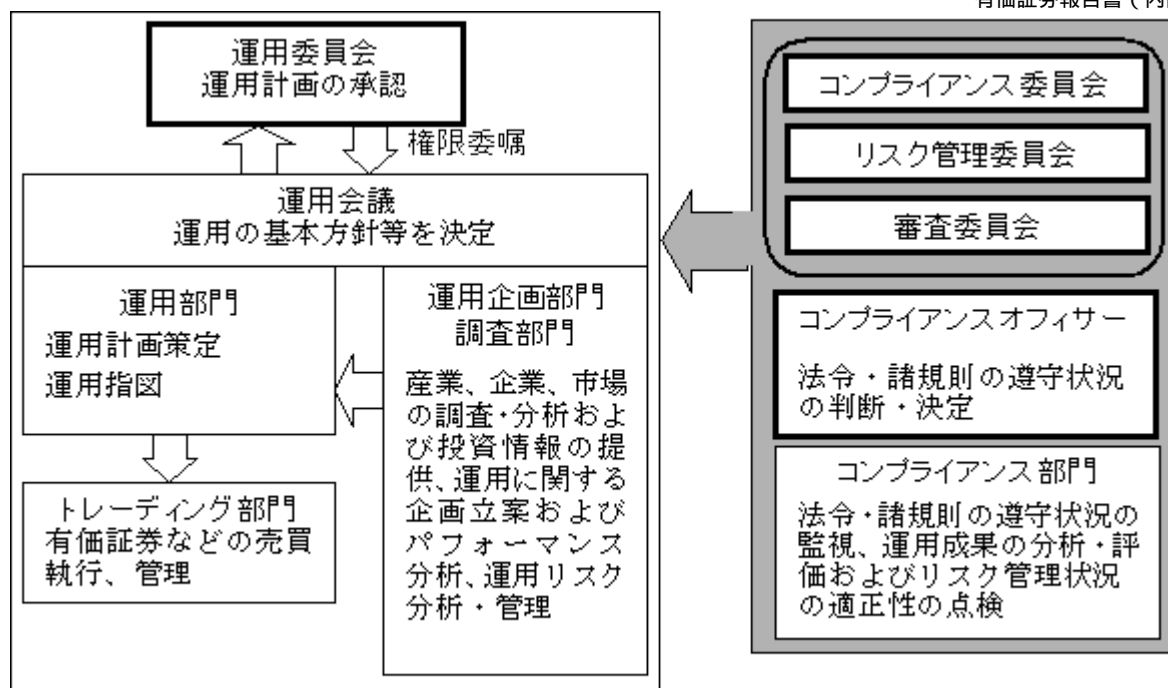
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うことができます。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



平成22年4月23日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【配分方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、2月1日（1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1

日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日）の決算時に、当ファンドに帰属すべき利息等収益を中心に安定的に行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建資産への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調

整します。

e．投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

f．投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

g．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

i．信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出しにより取得する株券
- 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を

行うものとします。

k．資金の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- 3．借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

1．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式を主要投資対象の一つとして、マザーファンドを通じてまたは直接組み入れているため、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

b．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が

上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

c．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。資産価格が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．為替変動リスク

外国通貨建の証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建で値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．投資信託に関する一般的リスク

- （イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ハ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地

これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配金・一部解約金・償還金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

a. 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5 【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年2月26日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
	インデックス マネジメント ファンド		円		%
	225 マザーファンド受益証券	日 本	10,672,988	時価	24.6

有価証券	親投資 信託	財形公社債マザーファンド 受益証券	日 本	円 27,782,614	時価	% 64.0
			小 計	円 38,455,602	-	% 88.6
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 4,946,753	負債控除後の 取得価額	% 11.4
-	純資産総額			円 43,402,355	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券および「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。各マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

<財形公社債マザーファンド>

（平成22年 2 月26日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社 債券	地方債証券	日 本	円 66,422,821	時価	% 43.8
			小 計	円 66,422,821	-	% 43.8
		特殊債券	日 本	円 70,287,014	時価	% 46.3
			小 計	円 70,287,014	-	% 46.3
			その他 資産	コール・ローン等	日 本	円 15,023,062
-	純資産総額			円 151,732,897	-	% 100.0

<インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド>

（平成22年 2 月26日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	日 本	円 30,786,321,900	時価	% 97.2
		小 計	円 30,786,321,900	-	% 97.2
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円 892,835,500	負債控除後の 取得価額	% 2.8
-	純資産総額		円 31,679,157,400	-	% 100.0

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年2月26日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	財形公社債マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	24,251,584	1.1454	27,777,764	1.1456	27,782,614	64.01
2	インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	10,002,801	1.0747	10,750,010	1.0670	10,672,988	24.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成22年2月26日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託	88.60
合計	88.60

株式業種別投資比率（平成22年2月26日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券および「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。各マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

<財形公社債マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(平成22年2月26日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面 (円)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	第5回水資源債券	日本	特殊債券	40,000,000	100.63	40,252,514	100.63	40,252,514	1.0400	2010.12.17	26.52
2	第40回道路債券	日本	特殊債券	30,000,000	100.11	30,034,500	100.11	30,034,500	0.7000	2010.06.21	19.79
3	第21回神奈川県公募 公債（5年）	日本	地方債証券	25,000,000	101.19	25,298,500	101.18	25,295,000	1.3500	2011.03.18	16.67
4	平成12年度第1回千 葉市公募公債	日本	地方債証券	20,870,000	100.93	21,065,500	100.93	21,065,500	1.9000	2010.09.24	13.88

5	平成12年度第2回埼玉県公募公債	日本	地方債証券	10,000,000	100.59	10,059,429	100.59	10,059,429	1.8000	2010.07.21	6.62
6	平成16年度第7回福岡市公募公債	日本	地方債証券	10,000,000	100.02	10,002,892	100.02	10,002,892	0.7000	2010.03.24	6.59

種類別投資比率（平成22年2月26日現在）

種 類	投資比率（％）
特 殊 債 券	46.32
地 方 債 証 券	43.77
合 計	90.09

株式業種別投資比率（平成22年2月26日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（平成22年2月26日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業 種	株数	帳 簿 価 額		評 価 額		投資比率（％）
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	123,000	15,770.00	1,939,710,000	15,000	1,845,000,000	5.82
2	ファナック	日本	株式	電気機器	123,000	9,260.00	1,138,980,000	8,680	1,067,640,000	3.37
3	京セラ	日本	株式	電気機器	123,000	8,520.00	1,047,960,000	7,910	972,930,000	3.07
4	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	369,000	2,370.00	874,530,000	2,327	858,663,000	2.71
5	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	246,000	3,350.00	824,100,000	3,080	757,680,000	2.39
6	キャノン	日本	株式	電気機器	184,500	3,855.00	711,247,500	3,695	681,727,500	2.15
7	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	123,000	5,910.00	726,930,000	5,490	675,270,000	2.13
8	T D K	日本	株式	電気機器	123,000	5,840.00	718,320,000	5,480	674,040,000	2.12
9	テルモ	日本	株式	精密機器	123,000	5,200.00	639,600,000	4,820	592,860,000	1.87
10	信越化学工業	日本	株式	化学	123,000	5,370.00	660,510,000	4,780	587,940,000	1.85
11	K D D I	日本	株式	情報・通信業	1,230	533,000.00	655,590,000	474,000	583,020,000	1.84
12	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	246,000	2,490.00	612,540,000	2,111	519,306,000	1.63
13	セコム	日本	株式	サービス業	123,000	4,345.00	534,435,000	4,080	501,840,000	1.58
14	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	123,000	3,970.00	488,310,000	4,025	495,075,000	1.56
15	エーザイ	日本	株式	医薬品	123,000	3,390.00	416,970,000	3,465	426,195,000	1.34
16	ダイキン工業	日本	株式	機械	123,000	3,655.00	449,565,000	3,420	420,660,000	1.32
17	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	123,000	3,520.00	432,960,000	3,345	411,435,000	1.29

18	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	123,000	4,135.00	508,605,000	3,330	409,590,000	1.29
19	トレンドマイクロ	日本	株式	情報・通信業	123,000	3,510.00	431,730,000	3,065	376,995,000	1.19
20	ソニー	日本	株式	電気機器	123,000	3,075.00	378,225,000	3,050	375,150,000	1.18
21	富士フイルムホールディングス	日本	株式	化学	123,000	3,040.00	373,920,000	2,826	347,598,000	1.09
22	エヌ・ティ・ティ・データ	日本	株式	情報・通信業	1,230	289,200.00	355,716,000	275,900	339,357,000	1.07
23	オリンパス	日本	株式	精密機器	123,000	3,010.00	370,230,000	2,744	337,512,000	1.06
24	デンソー	日本	株式	輸送用機器	123,000	3,010.00	370,230,000	2,408	296,184,000	0.93
25	花王	日本	株式	化学	123,000	2,206.00	271,338,000	2,272	279,456,000	0.88
26	三菱商事	日本	株式	卸売業	123,000	2,494.00	306,762,000	2,220	273,060,000	0.86
27	電通	日本	株式	サービス業	123,000	2,185.00	268,755,000	2,110	259,530,000	0.81
28	セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	123,000	2,010.00	247,230,000	2,004	246,492,000	0.77
29	資生堂	日本	株式	化学	123,000	1,942.00	238,866,000	1,969	242,187,000	0.76
30	ニコン	日本	株式	精密機器	123,000	2,047.00	251,781,000	1,955	240,465,000	0.75

種類別投資比率（平成22年2月26日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	97.18
合 計	97.18

株式業種別投資比率（平成22年2月26日現在）

業 種	投資比率（％）
水産・農林業	0.15
鉱業	0.25
建設業	2.41
食料品	4.04
繊維製品	0.85
パルプ・紙	0.44
化学	6.81
医薬品	6.97
石油・石炭製品	0.60
ゴム製品	0.75
ガラス・土石製品	1.76
鉄鋼	0.66
非鉄金属	1.86
金属製品	0.62
機械	4.96
電気機器	21.49
輸送用機器	6.31
精密機器	3.91
その他製品	1.16
電気・ガス業	0.54

陸運業	2.28
海運業	0.47
空運業	0.10
倉庫・運輸関連業	0.39
情報・通信業	7.93
卸売業	2.75
小売業	8.28
銀行業	1.60
証券、商品先物取引業	0.75
保険業	1.06
その他金融業	0.43
不動産業	1.96
サービス業	2.49
合 計	97.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成22年2月26日現在）

種 類	国・地域	資 産 名	買建・ 売建	数量 （枚）	簿価 （円）	時価 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	日本	日経225先物22年3月限	買建	87	943,542,737	878,700,000	2.77

（注）時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所および外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 （分配落ち）	純資産総額 （分配付き）	基準価額 （分配落ち）	基準価額 （分配付き）
第7期計算期間末	17,487,127	17,487,127	9,471	9,471
第8期計算期間末	18,289,256	18,289,256	8,643	8,643
第9期計算期間末	17,922,075	17,932,879	8,294	8,299
第10期計算期間末	19,404,365	19,415,548	8,676	8,681
第11期計算期間末	20,853,372	20,865,354	8,701	8,706
第12期計算期間末	28,722,261	28,737,423	9,471	9,476
第13期計算期間末	31,463,552	31,480,014	9,556	9,561
第14期計算期間末	36,692,752	36,713,253	8,949	8,954
第15期計算期間末	34,439,504	34,461,824	7,715	7,720
第16期計算期間末 （平成22年2月1日）	41,743,855	41,769,602	8,106	8,111
平成21年2月末日	34,763,366	-	7,653	-
平成21年3月末日	35,553,508	-	7,695	-
平成21年4月末日	34,918,930	-	7,871	-
平成21年5月末日	36,017,723	-	7,982	-

平成21年6月末日	38,602,394	-	8,052	-
平成21年7月末日	38,873,090	-	8,097	-
平成21年8月末日	39,171,236	-	8,118	-
平成21年9月末日	39,845,437	-	8,095	-
平成21年10月末日	38,630,949	-	8,068	-
平成21年11月末日	39,175,416	-	7,916	-
平成21年12月末日	41,403,243	-	8,191	-
平成22年1月末日	41,766,820	-	8,111	-
平成22年2月末日	43,402,355	-	8,085	-

（注１）基準価額は１万口当たりの純資産額です。

（注２）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第7期計算期間 （平成13年2月1日）	0円
第8期計算期間 （平成14年2月4日）	0円
第9期計算期間 （平成15年2月3日）	5円
第10期計算期間 （平成16年2月2日）	5円
第11期計算期間 （平成17年2月1日）	5円
第12期計算期間 （平成18年2月1日）	5円
第13期計算期間 （平成19年2月1日）	5円
第14期計算期間 （平成20年2月4日）	5円
第15期計算期間 （平成21年2月2日）	5円
第16期計算期間 （平成22年2月1日）	5円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第7期計算期間 （平成13年2月1日）	6.0%
第8期計算期間 （平成14年2月4日）	8.7%
第9期計算期間 （平成15年2月3日）	4.0%
第10期計算期間 （平成16年2月2日）	4.7%
第11期計算期間 （平成17年2月1日）	0.3%
第12期計算期間 （平成18年2月1日）	8.9%

第13期計算期間 （平成19年2月1日）	1.0%
第14期計算期間 （平成20年2月4日）	6.3%
第15期計算期間 （平成21年2月2日）	13.7%
第16期計算期間 （平成22年2月1日）	5.1%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成6年4月26日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年11月15日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成21年8月20日	主要投資対象のうち「日経300マザーファンド」受益証券を「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」受益証券に変更する約款変更の届出

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、事務局を通じて受益権を1,000円以上1,000円単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

取得申込者は、事務局を通じて販売会社取引口座を開設のうえ、申し込みを行います。

（ロ）取得申込者は、販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）お買い付けは、原則として事務局を通じて給与天引きにより、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から5営業日目）に行います。

2 【換金（解約）手続等】

a . 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のもとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があ

るときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- (ト) 上記(ヘ)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

b. 受益権の買い取り

- (イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買い取ります。

- (ロ) 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

< 買取請求時の税相当額 >

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

- (ハ) 買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

- (ニ) 販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。

- (ホ) 上記(ニ)により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記(ロ)の規定に準じて計算された額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価

公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、上記の各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）

もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第48条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託

者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (二) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、投資投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

i．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第15期計算期間（平成20年2月5日から平成21年2月2日まで）及び第16期計算期間（平成21年2月3日から平成22年2月1日まで）について内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第15期計算期間（平成20年2月5日から平成21年2月2日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第16期計算期間（平成21年2月3日から平成22年2月1日まで）については同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成20年2月5日から平成21年2月2日まで）及び第16期計算期間（平成21年2月3日から平成22年2月1日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

財形株投（一般財形30）財務諸表

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (平成21年 2月 2日現在)	第16期 (平成22年 2月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,270,341	3,545,343
親投資信託受益証券	31,453,479	38,527,774
未収利息	7	6
流動資産合計	34,723,827	42,073,123
資産合計	34,723,827	42,073,123
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,320	25,747
未払受託者報酬	12,622	14,619
未払委託者報酬	248,832	288,274
その他未払費用	549	628
流動負債合計	284,323	329,268
負債合計	284,323	329,268
純資産の部		
元本等		
元本	44,641,586	51,494,395
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,202,082	9,750,540
（分配準備積立金）	949,881	792,308
元本等合計	34,439,504	41,743,855
純資産合計	34,439,504	41,743,855
負債純資産合計	34,723,827	42,073,123

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自平成20年 2月 5日 至平成21年 2月 2日	第16期 自平成21年 2月 3日 至平成22年 2月 1日
営業収益		
受取利息	9,602	1,949
有価証券売買等損益	4,637,906	2,380,524
営業収益合計	4,628,304	2,382,473
営業費用		
受託者報酬	26,248	27,755
委託者報酬	517,339	547,267
その他費用	974	1,299
営業費用合計	544,561	576,321
営業利益	5,172,865	1,806,152
経常利益	5,172,865	1,806,152
当期純利益	5,172,865	1,806,152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	266,777	125,525
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,309,787	10,202,082
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,233,061	1,593,321
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,233,061	1,593,321
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,196,948	2,796,659
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,196,948	2,796,659
分配金	22,320	25,747
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,202,082	9,750,540

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第15期 自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	第16期 自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日の翌日及び当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成20年2月5日から平成21年2月2日までとなっております。	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成21年2月3日から平成22年2月1日までとなっております。

(追加情報)

第15期 自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	第16期 自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
	当ファンドの主要投資対象である「日経300マザーファンド」は、信託財産の規模を考慮して、専ら日経300先物市場で運用を行ってまいりましたが、同先物市場の取引高減少で運用の継続が困難となったため、所要の手続きを経て、平成21年9月16日より、当ファンドの主要投資対象を「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」に変更いたしました。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第15期 [平成21年 2月 2日現在]	第16期 [平成22年 2月 1日現在]
1. 期首元本額	41,002,539円	44,641,586円
期中追加設定元本額	15,198,973円	13,887,409円
期中一部解約元本額	11,559,926円	7,034,600円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,202,082円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,750,540円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	44,641,586口	51,494,395口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第15期 自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	第16期 自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,418,431円)及び分配準備積立金(972,201円)より分配対象収益は4,390,632円(1万口当たり983.52円)であり、うち22,320円(1万口当たり5円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,441円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,222,362円)及び分配準備積立金(816,614円)より分配対象収益は5,040,417円(1万口当たり978.82円)であり、うち25,747円(1万口当たり5円)を分配しております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第15期 [平成21年 2月 2日現在]		第16期 [平成22年 2月 1日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	31,453,479	4,646,290	38,527,774	297,008
合 計	31,453,479	4,646,290	38,527,774	297,008

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区 分	第15期 自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	第16期 自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第15期 [平成21年 2月 2日現在]	第16期 [平成22年 2月 1日現在]
	該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	第15期 自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	第16期 自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第15期 [平成21年 2月 2日現在]	第16期 [平成22年 2月 1日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7715円 (7,715円)	0.8106円 (8,106円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備 考
親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	24,251,584	27,777,764	
	インデックス マネジメント ファ ンド 225 マザーファンド	10,002,801	10,750,010	
合 計		34,254,385	38,527,774	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」及び「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益証券であります。

なお、各ファンドの状況は次の通りであります。

「財形公社債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	[平成21年 2月 2日現在]	[平成22年 2月 1日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,285,138	19,837,100
地方債証券	66,566,865	61,178,089
特殊債券	50,085,261	70,315,964
未収利息	369,123	365,956
前払費用	17,930	11,129
流動資産合計	137,324,317	151,708,238
資産合計	137,324,317	151,708,238
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	120,470,387	132,448,822
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	16,853,930	19,259,416
元本等合計	137,324,317	151,708,238
純資産合計	137,324,317	151,708,238
負債純資産合計	137,324,317	151,708,238

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
有価証券の評価基準及び 評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額（ただし、売気 配は使用いたしません。）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表 の売買参考統計値（平均値）に基づいて 評価しております。	地方債証券及び特殊債券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成21年 2月 2日現在]	[平成22年 2月 1日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	130,229,944円	120,470,387円
同期中における追加設定元本額	3,433,099円	11,978,435円
同期中における一部解約元本額	13,192,656円	- 円
同期末における元本の内訳		
財形株投（一般財形30）	20,317,401円	24,251,584円
財形株投（一般財形50）	59,470,943円	62,621,101円
財形株投（年金・住宅財形30）	40,682,043円	45,576,137円
合 計	120,470,387円	132,448,822円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	120,470,387口	132,448,822口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成21年 2月 2日現在]		[平成22年 2月 1日現在]	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含ま れた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含ま れた評価差額（円）
地方債証券	66,566,865	1,373	61,178,089	448,831
特殊債券	50,085,261	525	70,315,964	102,936
合 計	116,652,126	1,898	131,494,053	551,767

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成21年 2月 2日現在]	[平成22年 2月 1日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成20年 2月 5日 至 平成21年 2月 2日	自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成21年 2月 2日現在]	[平成22年 2月 1日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1399円 （11,399円）	1.1454円 （11,454円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
地方債証券	平成11年度第3回京都府公募公債	20,000,000	20,014,268	
	平成12年度第2回埼玉県公募公債	10,000,000	10,069,654	
	平成16年度第7回福岡市公募公債	10,000,000	10,005,417	
	平成12年度第1回千葉市公募公債	20,870,000	21,088,750	
地 方 債 証 券 小 計		60,870,000	61,178,089	
特殊債券	第40回道路債券	30,000,000	30,042,000	
	第5回水資源債券	40,000,000	40,273,964	
特 殊 債 券 小 計		70,000,000	70,315,964	
有 価 証 券 合 計		130,870,000	131,494,053	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	[平成22年 2月 1日現在]
	金 額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,012,839,878
株式	31,026,651,600
派生商品評価勘定	16,560,095
未収入金	2,995,275
未収配当金	35,916,000
未収利息	1,835
流動資産合計	32,094,964,683
資産合計	32,094,964,683
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,336,509
前受金	10,340,000
流動負債合計	13,676,509
負債合計	13,676,509
純資産の部	
元本等	
元本	29,851,779,967
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,229,508,207
元本等合計	32,081,288,174
純資産合計	32,081,288,174
負債純資産合計	32,094,964,683

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成22年 2月 1日現在]
1. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 130,872,000円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	31,709,111,269円
同期中における追加設定元本額	2,441,462,596円
同期中における一部解約元本額	4,298,793,898円
同期末における元本の内訳	
財形株投（一般財形30）	10,002,801円
財形株投（一般財形50）	69,542,857円
財形株投（年金・住宅財形30）	18,751,723円
インデックス マネジメント ファンド 225	8,682,047,259円
インデックス マネジメント ファンド 225（DC年金）	315,248,580円
インデックス225・ラップ	297,278,884円
インデックス マネジメント ファンド 225（変額年金）	20,458,907,863円
合 計	29,851,779,967円
3. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	29,851,779,967口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 2月 1日現在]	
	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	31,026,651,600	2,132,749,826
合 計	31,026,651,600	2,132,749,826

(注) 貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であります。
2.取引の利用目的及び取引に対する取組方針	信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。
3.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。

取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	[平成22年 2月 1日現在]			
	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 株価指数先物取引				
買 建	1,005,776,414	-	1,019,000,000	13,223,586
日経225先物	1,005,776,414	-	1,019,000,000	13,223,586
合 計	1,005,776,414	-	1,019,000,000	13,223,586

（注）1.時価の算定方法

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成21年 2月 3日 至 平成22年 2月 1日
	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[平成22年 2月 1日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.0747円
（1万口当たり純資産額）	（10,747円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価（円）	金 額（円）	
日本水産	123,000	260	31,980,000	
マルハニチロホールディングス	123,000	127	15,621,000	
国際石油開発帝石	123	651,000	80,073,000	
コムシスホールディングス	123,000	897	110,331,000	
大成建設	123,000	174	21,402,000	
大林組	123,000	324	39,852,000	
清水建設	123,000	347	42,681,000	
鹿島建設	123,000	185	22,755,000	
大和ハウス工業	123,000	961	118,203,000	
積水ハウス	123,000	849	104,427,000	
日揮	123,000	1,682	206,886,000	
千代田化工建設	123,000	808	99,384,000	
日清製粉グループ本社	123,000	1,233	151,659,000	
明治ホールディングス	12,300	3,380	41,574,000	
日本ハム	123,000	1,149	141,327,000	
サッポロホールディングス	123,000	478	58,794,000	
アサヒビール	123,000	1,788	219,924,000	
キリンホールディングス	123,000	1,389	170,847,000	
宝ホールディングス	123,000	517	63,591,000	
キッコーマン	123,000	1,076	132,348,000	
味の素	123,000	899	110,577,000	
ニチレイ	123,000	344	42,312,000	
日本たばこ産業	615	337,500	207,562,500	
東洋紡績	123,000	135	16,605,000	
ユニチカ	123,000	67	8,241,000	
日清紡ホールディングス	123,000	760	93,480,000	
帝人	123,000	268	32,964,000	
東レ	123,000	486	59,778,000	
三菱レイヨン	123,000	376	46,248,000	
王子製紙	123,000	384	47,232,000	
三菱製紙	123,000	105	12,915,000	
北越紀州製紙	123,000	452	55,596,000	
日本製紙グループ本社	12,300	2,396	29,470,800	
クラレ	123,000	1,036	127,428,000	
旭化成	123,000	450	55,350,000	
昭和電工	123,000	181	22,263,000	
住友化学	123,000	397	48,831,000	
日産化学工業	123,000	1,219	149,937,000	
日本曹達	123,000	333	40,959,000	
東ソー	123,000	227	27,921,000	
電気化学工業	123,000	366	45,018,000	
信越化学工業	123,000	4,675	575,025,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価（円）	金 額（円）	
三井化学	123,000	232	28,536,000	
三菱ケミカルホールディングス	61,500	369	22,693,500	

宇部興産	123,000	231	28,413,000	
日本化薬	123,000	754	92,742,000	
花王	123,000	2,219	272,937,000	
富士フイルムホールディングス	123,000	2,870	353,010,000	
資生堂	123,000	1,888	232,224,000	
協和発酵キリン	123,000	958	117,834,000	
武田薬品工業	123,000	4,045	497,535,000	（注）
アステラス製薬	123,000	3,400	418,200,000	
大日本住友製薬	123,000	967	118,941,000	
塩野義製薬	123,000	1,889	232,347,000	
中外製薬	123,000	1,627	200,121,000	
エーザイ	123,000	3,410	419,430,000	
第一三共	123,000	1,901	233,823,000	
新日本石油	123,000	419	51,537,000	
昭和シェル石油	123,000	704	86,592,000	
新日鉱ホールディングス	123,000	387	47,601,000	
横浜ゴム	123,000	359	44,157,000	
ブリヂストン	123,000	1,474	181,302,000	
日東紡績	123,000	197	24,231,000	
旭硝子	123,000	886	108,978,000	
日本板硝子	123,000	232	28,536,000	
住友大阪セメント	123,000	132	16,236,000	
太平洋セメント	123,000	100	12,300,000	
東海カーボン	123,000	420	51,660,000	
TOTO	123,000	590	72,570,000	
日本碍子	123,000	2,014	247,722,000	
新日本製鐵	123,000	327	40,221,000	
住友金属工業	123,000	249	30,627,000	
神戸製鋼所	123,000	159	19,557,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	12,300	3,190	39,237,000	
大平洋金属	123,000	600	73,800,000	
日本軽金属	123,000	89	10,947,000	
三井金属鉱業	123,000	235	28,905,000	
東邦亜鉛	123,000	406	49,938,000	
三菱マテリアル	123,000	233	28,659,000	
住友金属鉱山	123,000	1,265	155,595,000	
DOWAホールディングス	123,350	492	60,688,200	
古河機械金属	123,000	99	12,177,000	
古河電気工業	123,000	425	52,275,000	
住友電気工業	123,000	1,124	138,252,000	
フジクラ	123,000	474	58,302,000	
SUMCO	12,300	1,541	18,954,300	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
東洋製罐	123,000	1,277	157,071,000	
日本製鋼所	123,000	1,101	135,423,000	
オークマ	123,000	479	58,917,000	
小松製作所	123,000	1,786	219,678,000	
住友重機械工業	123,000	466	57,318,000	
日立建機	123,000	1,897	233,331,000	

クボタ	123,000	813	99,999,000	
荏原製作所	123,000	375	46,125,000	
ダイキン工業	123,000	3,335	410,205,000	
日本精工	123,000	655	80,565,000	
N T N	123,000	383	47,109,000	
ジェイテクト	123,000	1,025	126,075,000	
日立造船	123,000	128	15,744,000	
三菱重工業	123,000	315	38,745,000	
I H I	123,000	136	16,728,000	
コニカミノルタホールディングス	123,000	954	117,342,000	
ミネベア	123,000	478	58,794,000	
日立製作所	123,000	306	37,638,000	
東芝	123,000	467	57,441,000	
三菱電機	123,000	707	86,961,000	
富士電機ホールディングス	123,000	178	21,894,000	
明電舎	123,000	390	47,970,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	123,000	555	68,265,000	
日本電気	123,000	237	29,151,000	
富士通	123,000	570	70,110,000	
沖電気工業	123,000	76	9,348,000	
パナソニック	123,000	1,436	176,628,000	（注）
シャープ	123,000	1,098	135,054,000	
ソニー	123,000	3,060	376,380,000	（注）
T D K	123,000	5,750	707,250,000	
三洋電機	123,000	148	18,204,000	
ミツミ電機	123,000	1,575	193,725,000	
アルプス電気	123,000	510	62,730,000	
パイオニア	123,000	352	43,296,000	
クラリオン	123,000	129	15,867,000	
横河電機	123,000	734	90,282,000	
アドバンテスト	246,000	2,261	556,206,000	
カシオ計算機	123,000	664	81,672,000	
ファナック	123,000	9,040	1,111,920,000	
京セラ	123,000	8,150	1,002,450,000	
太陽誘電	123,000	1,350	166,050,000	
パナソニック電工	123,000	996	122,508,000	
キヤノン	184,500	3,515	648,517,500	（注）
リコー	123,000	1,311	161,253,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価（円）	金 額（円）	
東京エレクトロン	123,000	5,470	672,810,000	
デンソー	123,000	2,671	328,533,000	
三井造船	123,000	215	26,445,000	
川崎重工業	123,000	230	28,290,000	
日産自動車	123,000	721	88,683,000	
いすゞ自動車	123,000	193	23,739,000	
トヨタ自動車	123,000	3,450	424,350,000	（注）
日野自動車	123,000	336	41,328,000	
三菱自動車工業	123,000	122	15,006,000	
マツダ	123,000	236	29,028,000	

本田技研工業	246,000	2,999	737,754,000	(注)
スズキ	123,000	2,055	252,765,000	
富士重工業	123,000	428	52,644,000	
テルモ	123,000	5,060	622,380,000	
ニコン	123,000	1,864	229,272,000	
オリンパス	123,000	2,746	337,758,000	
シチズンホールディングス	123,000	586	72,078,000	
凸版印刷	123,000	790	97,170,000	
大日本印刷	123,000	1,236	152,028,000	
ヤマハ	123,000	1,088	133,824,000	
東京電力	12,300	2,408	29,618,400	(注)
中部電力	12,300	2,289	28,154,700	
関西電力	12,300	2,070	25,461,000	
東京瓦斯	123,000	364	44,772,000	
大阪瓦斯	123,000	315	38,745,000	
東武鉄道	123,000	479	58,917,000	
東京急行電鉄	123,000	369	45,387,000	
小田急電鉄	123,000	726	89,298,000	
京王電鉄	123,000	572	70,356,000	
京成電鉄	123,000	492	60,516,000	
東日本旅客鉄道	12,300	6,110	75,153,000	
西日本旅客鉄道	123	315,500	38,806,500	
東海旅客鉄道	123	666,000	81,918,000	
日本通運	123,000	379	46,617,000	
ヤマトホールディングス	123,000	1,228	151,044,000	
日本郵船	123,000	306	37,638,000	
商船三井	123,000	553	68,019,000	
川崎汽船	123,000	304	37,392,000	
全日本空輸	123,000	262	32,226,000	
三菱倉庫	123,000	1,000	123,000,000	
ヤフー	492	34,600	17,023,200	
トレンドマイクロ	123,000	3,350	412,050,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	123	38,700	4,760,100	
日本電信電話	12,300	3,935	48,400,500	(注)

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価(円)	金 額(円)	
K D D I	1,230	487,500	599,625,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	123	138,600	17,047,800	(注)
東宝	12,300	1,498	18,425,400	
エヌ・ティ・ティ・データ	1,230	282,100	346,983,000	
C S Kホールディングス	123,000	404	49,692,000	
コナミ	123,000	1,516	186,468,000	
ソフトバンク	369,000	2,355	868,995,000	
双日	12,300	159	1,955,700	
伊藤忠商事	123,000	689	84,747,000	
丸紅	123,000	511	62,853,000	
豊田通商	123,000	1,358	167,034,000	
三井物産	123,000	1,293	159,039,000	
住友商事	123,000	988	121,524,000	
三菱商事	123,000	2,140	263,220,000	(注)

Ｊ．フロント リテイリング	123,000	432	53,136,000	
三越伊勢丹ホールディングス	123,000	864	106,272,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	123,000	1,982	243,786,000	
高島屋	123,000	663	81,549,000	
丸井グループ	123,000	561	69,003,000	
イオン	123,000	903	111,069,000	
ユニー	123,000	693	85,239,000	
ファーストリテイリング	123,000	15,030	1,848,690,000	
新生銀行	123,000	110	13,530,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	123,000	473	58,179,000	
りそなホールディングス	12,300	1,164	14,317,200	
中央三井トラスト・ホールディングス	123,000	314	38,622,000	
三井住友フィナンシャルグループ	12,300	2,951	36,297,300	
千葉銀行	123,000	547	67,281,000	
横浜銀行	123,000	429	52,767,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	123,000	327	40,221,000	
静岡銀行	123,000	780	95,940,000	
住友信託銀行	123,000	505	62,115,000	
みずほ信託銀行	123,000	88	10,824,000	
みずほフィナンシャルグループ	123,000	178	21,894,000	
大和証券グループ本社	123,000	448	55,104,000	
野村ホールディングス	123,000	679	83,517,000	
みずほ証券	123,000	264	32,472,000	
松井証券	123,000	614	75,522,000	
三井住友海上グループホールディングス	36,900	2,275	83,947,500	
損害保険ジャパン	123,000	601	73,923,000	
東京海上ホールディングス	61,500	2,480	152,520,000	
T & Dホールディングス	12,300	1,905	23,431,500	
クレディセゾン	123,000	1,149	141,327,000	
三井不動産	123,000	1,509	185,607,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価（円）	金 額（円）	
三菱地所	123,000	1,412	173,676,000	
平和不動産	123,000	273	33,579,000	
東急不動産	123,000	325	39,975,000	
住友不動産	123,000	1,583	194,709,000	
電通	123,000	2,025	249,075,000	
東京ドーム	123,000	258	31,734,000	
セコム	123,000	4,060	499,380,000	
合 計	25,367,132		31,026,651,600	

（注）上記のうち、以下の株式を株価指数先物取引に係る委託証拠金代用有価証券として担保に差入れております。

武田薬品工業	5,000株	本田技研工業	10,000株
パナソニック	5,000株	東京電力	500株
ソニー	5,000株	日本電信電話	500株
キャノン	7,500株	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5株
トヨタ自動車	5,000株	三菱商事	5,000株

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年2月26日現在）

「財形株投（一般財形30）」

資産総額	43,446,697	円
負債総額	44,342	円
純資産総額（ - ）	43,402,355	円
発行済口数	53,683,196	口
1万口当たり純資産額（ / ）	8,085	円

（参考）

「財形公社債マザーファンド」

資産総額	151,732,897	円
負債総額	-	円
純資産総額（ - ）	151,732,897	円
発行済口数	132,448,822	口
1万口当たり純資産額（ / ）	11,456	円

「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」

資産総額	31,721,393,909	円
負債総額	42,236,509	円
純資産総額（ - ）	31,679,157,400	円
発行済口数	29,688,640,766	口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,670	円

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第7期計算期間	5,330,802口	4,657,313口
第8期計算期間	7,156,198口	4,459,997口
第9期計算期間	7,343,948口	6,896,000口
第10期計算期間	6,018,468口	5,260,551口
第11期計算期間	7,040,628口	5,441,565口
第12期計算期間	8,568,603口	2,208,703口
第13期計算期間	10,251,036口	7,651,115口
第14期計算期間	13,581,031口	5,504,172口
第15期計算期間	15,198,973口	11,559,926口
第16期計算期間	13,887,409口	7,034,600口

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

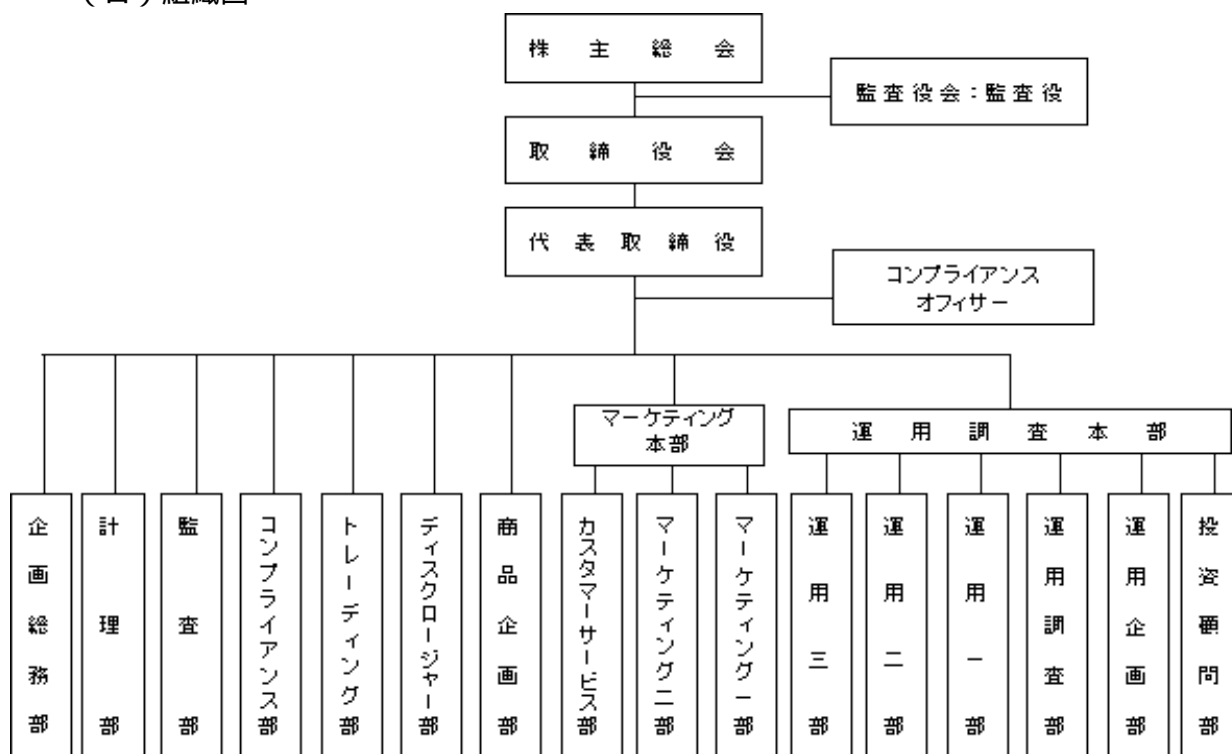
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

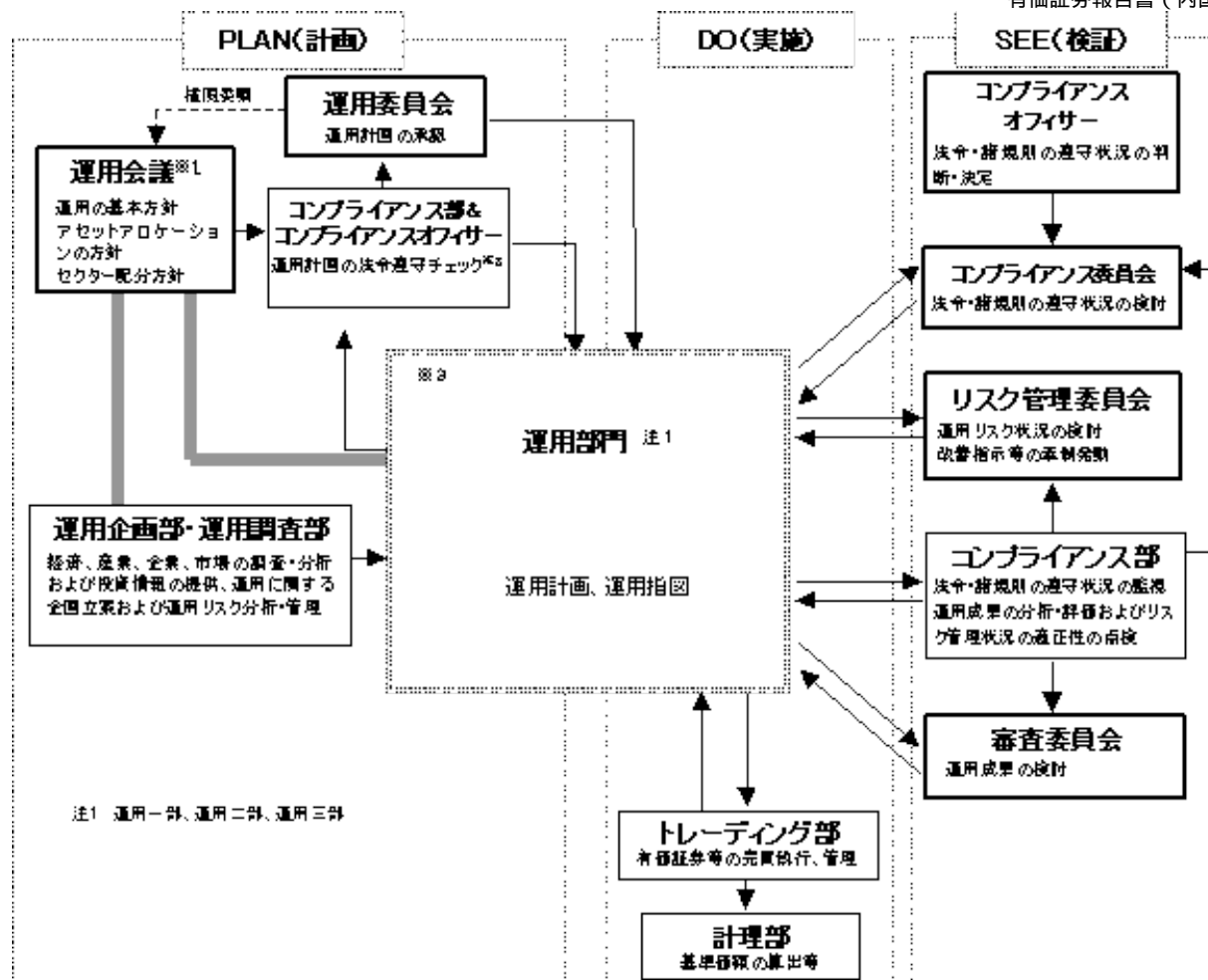
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が所行します。

2

【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年2月26日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年2月26日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	173	1,616,720
株式投資信託（合計）	144	1,211,604
単位型	2	8,652
追加型	142	1,202,952
公社債投資信託（合計）	29	405,115
単位型	2	1,063
追加型	27	404,051

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

（1）【貸借対照表】

		第48期 (平成20年3月31日)			第49期 (平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金			4,433,825			4,283,840	
有価証券			10,923,754			9,625,456	
貯蔵品			-			7,563	
前払金			24,501			29,862	
前払費用			14,672			16,515	
未収入金			537			574,913	
未収委託者報酬			1,939,794			1,009,712	
未収収益			35,695			6,983	
繰延税金資産			207,652			35,449	
その他			5,559			207	
流動資産計			17,585,993	67.6		15,590,505	69.0
固定資産							
有形固定資産			62,235	0.3		149,359	0.7
建物	2	26,479			37,992		
器具・備品	2	35,756			40,940		
リース資産	2	-			70,426		
無形固定資産			163,335	0.6		121,322	0.5
電話加入権		91			91		
ソフトウェア	3	163,244			121,230		

		有価証券報告書（内国投資信託）			
投資その他の資産		8,201,355	31.5	6,723,288	29.8
投資有価証券	7,089,236			5,721,741	
関係会社株式	77,100			77,100	
長期貸付金	1,465			767	
長期前払費用	303			1,816	
長期未収入金	26,400			19,200	
長期差入保証金	123,399			111,056	
長期繰延税金資産	-			278,400	
前払年金費用	355,950			485,705	
長期性預金	500,000			-	
その他	27,500			27,500	
固定資産計		8,426,926	32.4	6,993,969	31.0
資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		12,823		13,096	
リース債務		-		31,681	
未払金		1,341,353		712,738	
未払収益分配金		1,258		1,398	
未払償還金		127,719		97,416	
未払手数料	1	1,039,572		543,310	
その他未払金		172,802		70,614	
未払費用	1	110,089		66,054	
未払法人税等		691,961		1,900	
賞与引当金		245,300		112,600	
役員賞与引当金		32,000		9,000	
その他流動負債		23,997		-	
流動負債計		2,457,524	9.4	947,072	4.2
固定負債					
長期リース債務		-		39,847	
繰延税金負債		43,170		-	
退職給付引当金		185,524		172,869	
役員退職慰労引当金		57,166		54,958	
執行役員退職慰労引当金		76,500		97,916	
固定負債計		362,361	1.4	365,592	1.6
負債合計		2,819,886	10.8	1,312,664	5.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.4	4,524,300	20.0
資本剰余金		2,761,700	10.6	2,761,700	12.2
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,539,426	59.7	14,491,097	64.2
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		15,178,933		14,130,604	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		3,060,933		2,012,604	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0
株主資本合計		22,820,810	87.7	21,772,481	96.4

評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			372,224			500,670	
評価・換算差額等合計			372,224	1.5		500,670	2.2
純資産合計			23,193,034	89.2		21,271,810	94.2
負債・純資産合計			26,012,920	100.0		22,584,475	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		14,374,812		9,887,702	
その他営業収益		10,965		9,363	
営業収益計		14,385,778	100.0	9,897,065	100.0
営業費用					
支払手数料	1	8,411,774		5,837,722	
広告宣伝費		311,260		205,698	
公告費		2,777		2,786	
調査費		674,282		573,801	
調査費		227,374		255,008	
委託調査費		439,682		311,653	
図書費		7,225		7,139	
委託計算費		271,821		270,091	
営業雑経費		231,636		233,927	
通信費		36,001		37,754	
印刷費		165,972		167,544	
協会費		8,068		10,002	
諸会費		3,042		3,078	
その他		18,551		15,547	
営業費用計		9,903,552	68.9	7,124,027	72.0
一般管理費					
給料		1,315,872		1,290,562	
役員報酬	2	92,870		91,015	
給料・手当		1,011,601		1,068,065	
賞与		211,401		131,482	
交際費		22,313		15,122	
寄付金		6,887		6,228	
旅費交通費		80,261		75,297	
租税公課		100,161		54,854	
不動産賃借料		172,666		193,402	
賞与引当金繰入		245,300		112,600	
役員賞与引当金繰入		32,000		9,000	
役員退職慰労引当金繰入		30,200		26,791	
退職給付費用		89,752		127,318	
減価償却費		62,851		102,328	
諸経費		405,231		379,150	
一般管理費計		2,563,498	17.8	2,392,656	24.2
営業利益		1,918,726	13.3	380,381	3.8

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益	3						
受取配当金			152,404			41,437	
有価証券利息			89,726			55,679	
受取利息			28,590			43,909	
時効成立分配金・償還金			50,555			24,672	
雑益			6,789			3,178	
営業外収益計			328,066	2.3		168,878	1.7
営業外費用							
支払利息			-			2,538	
時効成立後支払分配金・償還金			20,051			29,547	
雑損			482			1,457	
営業外費用計			20,533	0.1		33,543	0.3
経常利益			2,226,258	15.5		515,715	5.2
特別利益	4						
投資有価証券売却益			527,548			241,990	
貸倒引当金戻入益			208			-	
特別利益計			527,756	3.6		241,990	2.4
特別損失	4						
固定資産除却損			673			599	
投資有価証券売却損			1,639			3,180	
投資有価証券評価損			-			7,890	
電話加入権評価損	4		242			-	
特別損失計			2,555	0.0		11,669	0.1
税引前当期純利益			2,751,460	19.1		746,036	7.5
法人税、住民税及び事業税		1,073,360			22,672		
法人税等調整額	4	75,379	1,148,740	8.0	222,333	245,005	2.4
当期純利益			1,602,720	11.1		501,030	5.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）						
事業年度中の変動額 合計（千円）				1,414		510,469
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	-	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,093,665		1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			737,068	737,068
事業年度中の変動額 合計（千円）		509,054	737,068	228,013
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
当期純利益					501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）					
事業年度中の変動額 合計（千円）					1,048,328
平成21年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
当期純利益		501,030		501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			872,894	872,894
事業年度中の変動額 合計（千円）		1,048,328	872,894	1,921,223
平成21年3月31日 残高（千円）	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

重要な会計方針

項目	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 （会計方針の変更）	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年

	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	
--	---	--

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 ——	(2)無形固定資産 同左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同左
	(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(2)賞与引当金 同左
	(3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(3)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3．引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左 (6)執行役員退職慰労引当金 同左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	——
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号) を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (リース取引に関する会計基準) 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号) を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後) を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)

表示方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年 8 月 7 日 内閣府令第50号) が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円 2 . 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円	1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 445,736千円 未払費用 3,523千円 2 . 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,409千円

器具備品 326,412千円	器具備品 332,202千円 リース資産 31,652千円
3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円	3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 131,057千円

（損益計算書関係）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円
2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	2. 役員報酬の範囲額 同左
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円	3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円
4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。	4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
-------	-----	----	----	-----

普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)				
器具備品	152,354	56,731	95,623				
合計	152,354	56,731	95,623				
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 30,070千円 1年超 67,456千円 合計 97,527千円							
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 27,621千円 減価償却費相当額 26,089千円							

支払利息相当額	2,150千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(5)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)	リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	60,858	15,400
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
-------------	-----------------	-----------------

2,163,885	527,548	1,639
-----------	---------	-------

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	-
２．其他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
３．関係会社株式	77,100

５．其他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
２．其他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

第49期（平成21年3月31日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

２．其他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
	(1)株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2)ＦＦＦ	500,952
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-
(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
２．その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりません ので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第48期	第49期
--	------	------

	(平成20年3月31日)	(平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	858,532	867,908
(2)年金資産	809,433	741,559
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	49,099	126,349
(4)未認識数理計算上の差異	368,695	563,607
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	149,170	124,422
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	170,425	312,835
(7)前払年金費用	355,950	485,705
(8)退職給付引当金(6) - (7)	185,524	172,869

３．退職給付費用に関する事項

	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	80,719	88,007
(2)利息費用	15,232	17,170
(3)期待運用収益（減算）	16,598	16,188
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,562	50,599
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	78,167	114,840
(7)その他	11,585	12,477
計(6) + (7)	89,752	127,318

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第48期 30,416千円、第49期 27,666千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 <u>44,181</u> 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 <u>75,567</u> 繰延税金資産計 <u>472,479</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 144,836 有価証券評価差額 162,938 その他 <u>224</u> 繰延税金負債計 <u>307,998</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>164,481</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 207,652 固定負債 - 繰延税金負債 43,170	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>145,222</u> 繰延税金資産計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 197,633 その他 <u>34,316</u> 繰延税金負債計 <u>231,949</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>313,849</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 役員給与と永久に損金算入されない項目 1.75 " 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 " 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 " 住民税均等割等 0.51 " 税効果未認識差異 8.60 " その他 <u>0.02 "</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u>

(関連当事者情報)

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証	債券等の現先取引 (注1)	1,498,333	短期貸付金	-

							券の募集・販売	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2）	7,030,935	未払手数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---------	-------------------------------------	-----------	-------	---------

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2）	46,584	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払（注2）	13,704	その他未払金	1,199

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注４）	科目	期末残高（千円）（注４）
親会社	新光証券株式会社（注１）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接 76.54 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注２）	1,996,897	有価証券	1,997,673
							債券等の現先取引（注２）	5,387,067	短期貸付金	-
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注３）	4,724,024	未払手数料	445,736

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２）	46,584	その他未払金	4,076
							ハウジングサービス料支払（注２）	17,184	その他未払金	1,472

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭	1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭
（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額 23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益 1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 21,271,810千円 普通株式に係る純資産額 21,271,810千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 501,030千円 普通株式に係る当期純利益 501,030千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成22年2月末日現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) みずほ証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成22年2月末日現在、125,167百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

< 再信託受託会社の概要 >

名 称	： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
業務の概要	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再 信 託 の 目 的	： 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年 4 月24日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年 7 月10日 平成21年 8 月20日 平成21年10月23日
有価証券報告書	平成21年 4 月24日
半期報告書	平成21年10月23日
臨時報告書	平成21年 8 月20日

２．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		4,380,441
有価証券		4,311,424
貯蔵品		6,406
未収委託者報酬		1,622,971
繰延税金資産		83,025
その他		167,263
流動資産合計		10,571,533
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		34,511
器具・備品		37,731
リース資産		20,463
有形固定資産計		92,706
無形固定資産		
ソフトウェア		96,489
その他		91
無形固定資産計		96,581
投資その他の資産		
投資有価証券		11,603,853
長期繰延税金資産		71,091
前払年金費用		481,680
その他		155,428
投資その他の資産計		12,312,053
固定資産合計		12,501,340
資産合計		23,072,874

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		
未払収益分配金		1,413
未払償還金		89,796
未払手数料		897,782
その他未払金		44,029

未払金計	1,033,022
未払法人税等	180,651
未払消費税等	18,524
賞与引当金	120,000
リース債務	32,091
その他	78,024
流動負債合計	1,462,315
固定負債	
退職給付引当金	172,697
役員退職慰労引当金	53,458
執行役員退職慰労引当金	101,416
長期リース債務	23,699
固定負債合計	351,271
負債合計	1,813,586
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	1,702,361
その他利益剰余金計	13,820,361
利益剰余金合計	14,180,854
自己株式	5,426
株主資本合計	21,461,428
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	202,140
評価・換算差額等合計	202,140
純資産合計	21,259,287
負債純資産合計	23,072,874

(2) 中間損益計算書

		第50期中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
営業収益	1	
委託者報酬		4,696,015
営業収益合計		4,696,015
営業費用及び一般管理費		4,439,451
営業利益		256,563
営業外収益		
受取配当金		26,278
有価証券利息		38,949
受取利息		7,380

時効成立分配金・償還金	10,614
法人税等還付加算金	15,671
その他	1,451
営業外収益合計	100,346
営業外費用	
支払利息	1,018
時効成立後支払分配金・償還金	4,936
その他	1,696
営業外費用合計	7,651
経常利益	349,258
特別利益	
投資有価証券売却益	3,827
特別利益合計	3,827
特別損失	
固定資産除却損	134
過年度減価償却費	41,013
特別損失合計	41,147
税引前中間純利益	311,937
法人税、住民税及び事業税	175,106
法人税等調整額	45,075
中間純利益	181,906

(3) 中間株主資本等変動計算書

第50期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成21年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					492,149
中間純利益					181,906
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					310,243
平成21年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	1,702,361

	株主資本		評価・ 換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		492,149		492,149
中間純利益		181,906		181,906
自己株式の取得	810	810		810
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）			298,530	298,530
中間会計期間中の変動額合計	810	311,053	298,530	12,523
平成21年9月30日残高	5,426	21,461,428	202,140	21,259,287

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（総平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 貯蔵品 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
-----	---

2．固定資産の減価償却の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 （会計方針の変更） 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当中間会計期間から定率法に変更しております。 この変更により、前期までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は33,984千円減少し、営業利益及び経常利益は7,028千円増加し、税引前中間純利益は33,984千円減少しております。
----------------	---

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
-----	--

3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	496,433千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）				
1．減価償却実施額	<table> <tr> <td data-bbox="697 1830 943 1861">有形固定資産</td><td data-bbox="943 1830 1300 1861">16,109千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="697 1861 943 1892">無形固定資産</td><td data-bbox="943 1861 1300 1892">24,741千円</td></tr> </table>	有形固定資産	16,109千円	無形固定資産	24,741千円
有形固定資産	16,109千円				
無形固定資産	24,741千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
-------	--------	----	----	----------

普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	474	90	-	564

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 90株

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

（有価証券関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)国債・地方債等	-	-	-
(2)社債	8,669,589	8,694,400	24,810
(3)その他	-	-	-
合計	8,669,589	8,694,400	24,810

２．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1)株式	45,457	60,637	15,180
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	801,068	800,643	424
その他	-	-	-
(3)その他	6,359,599	6,004,023	355,575
合計	7,206,124	6,865,304	340,819

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	303,283

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,663円71銭
1株当たり中間純利益	99円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,259,287
普通株式に係る純資産額（千円）	21,259,287
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

２．１株当たり中間純利益

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
中間純利益（千円）	181,906
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	181,906
期中平均株式数（千株）	1,822

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	窪田 健一
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	三枝 哲
----------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続き等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形30）の平成21年2月3日から平成22年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形30）の平成22年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月31日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形30）の平成20年2月5日から平成21年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形30）の平成21年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)